平成２５年（フ）第２９８０号
大阪府茨木市南安威１丁目９番19号
破産者　有限会社ヤナイテクノ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１号
堺市堺区南庄町２丁１番32号
破産者　株式会社イントゥーワン
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目４番25号
破産者　有限会社大阪こんにゃく
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
大阪市東住吉区駒川１丁目６番15号
破産者　株式会社滝田商会
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８２号
広島市安佐北区落合２丁目30―18
破産者　株式会社シンク・プラス
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
山口県萩市大井1681番地の13
破産者　有限会社クリエイト
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１２号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1546番地
破産者　宮原美智子
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第２４号
鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目168番地　新橋マンション２号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市吉成３丁目９番29―105号　和宏マンション105号
破産者　石田チヅ子
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
徳島県三好市池田町サラダ1794番地５
破産者　株式会社オフィスアグリ
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１２９０号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目６番18号第５須藤ビル401号
破産者　株式会社吉高
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８０号
長崎県佐世保市江永町640番地
破産者　有限会社呉福製陶所
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
千葉県船橋市南三咲２丁目５番７―205号
破産者　木下　　博
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５９号
千葉県船橋市二宮１丁目56番１―305号
破産者　森田　　聡
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７８号
千葉県市原市椎津318番地
破産者　有限会社彦商
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１１号
千葉県市川市福栄４丁目８番13号　テラスＡ105号
破産者　芳賀　賢一
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３９号
千葉県市原市五所1759番地１　県営住宅２棟703号
破産者　風張　俊行
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
埼玉県児玉郡美里町大字下児玉1239番地12
破産者　有限会社イー・エス・ケイ
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２５４号
千葉県船橋市大穴北１丁目21番21号
破産者　平山　芳美
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８３号
千葉県船橋市三山３丁目39番１号　コーポ三山202号
破産者　桃井　素樹
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目４番17号　サンビレッジ鷺沼台Ｂ101号
破産者　小野　　禎
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
川崎市多摩区登戸1699番地
破産者　有限会社善丸
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
長野県松本市大字大村64番地９
破産者　有限会社玄光
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部